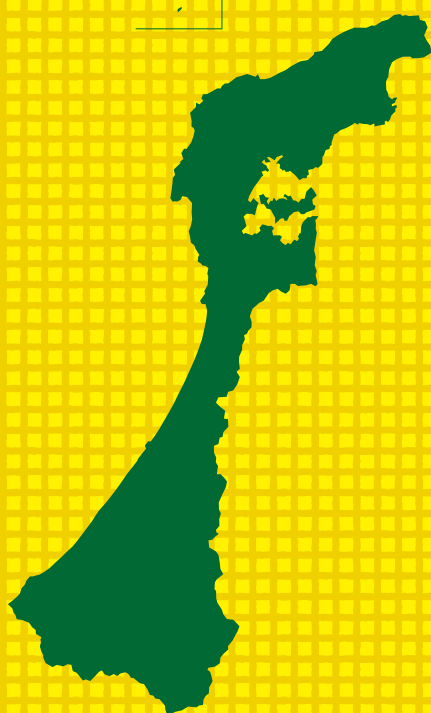


建設業

サポートブック



石川県

建設業サポートブック 目次

第1章	石川県の制度紹介	2
コラム	建設業の働き方改革	12
第2章	原価管理	14
第3章	元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項	22
第4章	建設業者の取組事例紹介	26
第5章	メニュー別支援施策集	32

建設業の許可について

▶ 建設業を営むには許可が必要です

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するために制定された法律です。

建設業を営むには、この法律により大臣又は知事の許可を受けなければなりません。

▶ 建設業許可の例外

このように建設業を営むには許可が必要ですが、「小規模な工事」のみを請け負う場合は必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。

「小規模な工事」とは建築一式工事では1件1,500万円未満の工事（消費税込）又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、それ以外の工事では、1件500万円未満の工事（消費税込）をいいます。

▶ 建設業許可の種類と区分について

(1) 大臣許可と知事許可について

- ・大臣許可：2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

【問い合わせ先】 国土交通省北陸地方整備局建政部

【提出窓口】 石川県土木部監理課建設業振興グループ

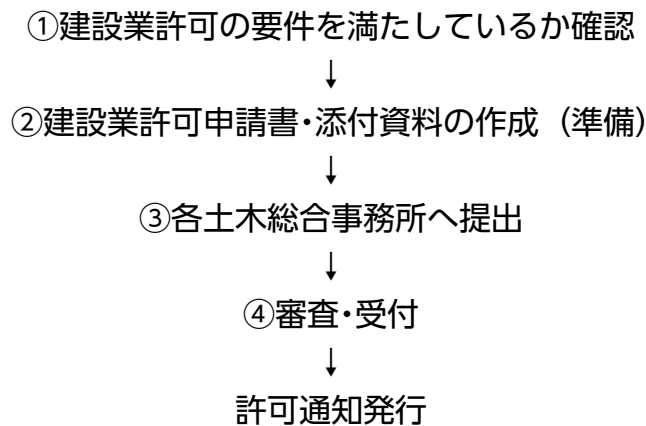
- ・知事許可：石川県内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合はすべて石川県知事許可申請となります。

※石川県知事許可を申請の方は次のページをご覧ください。

(2) 特定建設業と一般建設業について

- ・特定建設業：発注者から直接請け負った建設工事1件につき、その下請代金の合計額が建築一式工事にあっては6,000万円（消費税込）、建築一式以外の工事にあっては4,000万円（消費税込）以上となる下請契約を締結して建設工事を施工するときは特定建設業の許可が必要です。
- ・一般建設業：上記の特定建設業に該当する以外の場合には、請負代金の多少にかかわらず一般建設業許可により建設工事を施工することができます。

建設業許可申請手続きの流れ（石川県知事許可を取得する業者）



①許可取得の主な要件（詳しくは「建設業の許可申請のしおり P7～P17」参照）

- ・ 経營業務の管理責任者として経験がある者を有していること
- ・ 専任の技術者を有していること
- ・ 請負契約に関して誠実性を有していること
- ・ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ・ 欠格要件に該当しないこと

②許可申請書・添付資料（詳しくは「建設業の許可申請のしおり P20」参照）

- ・ 許可申請書様式（県監理課ホームページからダウンロード可能）
（注）・ 納税証明書：県税事務所で取得
 - ・ 登記されていないことの証明書：金沢地方法務局で取得
 - ・ 身分証明書：本籍地の市区町村で取得
- など、監理課ホームページから取得できない書類が必要となる場合があります。

③各土木総合事務所へ提出（詳しくは「建設業の許可申請のしおり P28」参照）

- ・ 南加賀土木総合事務所 TEL 0761-21-3333
- ・ 石川土木総合事務所 TEL 076-272-1188
- ・ 県央土木総合事務所 TEL 076-239-3901
- ・ 中能登土木総合事務所 TEL 0767-52-5100
- ・ 奥能登土木総合事務所 TEL 0768-22-0567

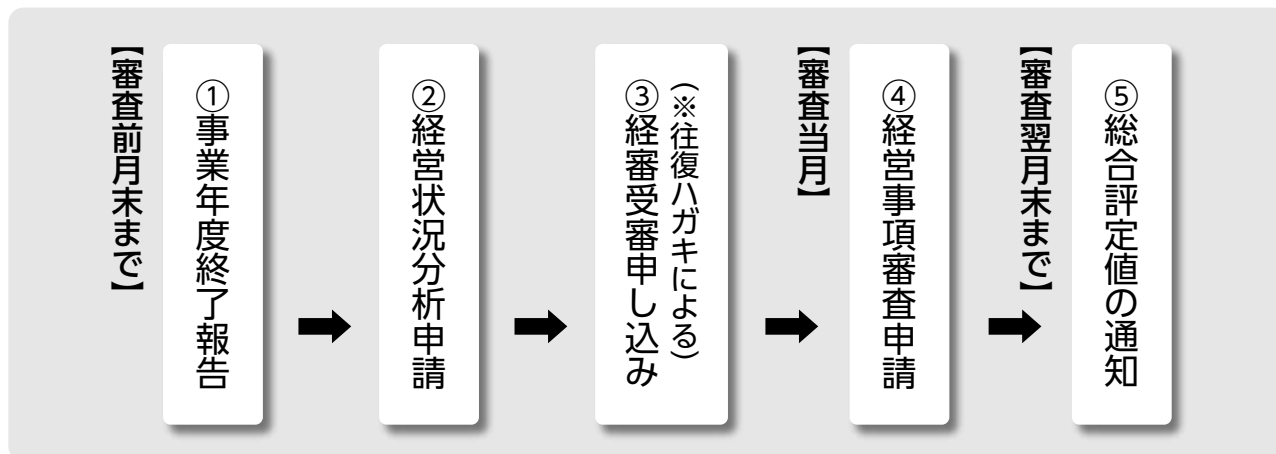
④審査・受付

- ・ 申請書類に不備や不足等がある場合は、修正が完了するまで受付できません。
- ・ 許可通知には、土木総合事務所での受付後30日程度を要します。
（注）許可が必要となる日から逆算して申請する必要があります。

経営事項審査について

経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合に、建設業許可業者が受けなければならない審査です。また、経営事項審査には有効期間があるため、常時公共工事を受注するためには、有効期間が切れ目なく継続するよう、経営事項審査を受審する必要があります。

▶ 経営事項審査申請フロー



※②の経営状況分析申請は登録経営状況分析機関への申請になります。
(分析機関の一覧については「経審の手引き」のP51を参照してください)

▶ 審査項目について

【県が行う審査】

- ・ 経営規模（工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額）
- ・ 技術力（工事種類別技術職員数、元請完成工事高）
- ・ その他の審査項目（労働福祉、営業継続、建設機械の保有等の状況等）

【登録分析機関が行う審査】

- ・ 経営状況（純支払利息比率、売上高経常利益率、自己資本比率等）

▶ 審査窓口・問い合わせ先

【知事許可業者】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 南加賀土木総合事務所庶務課 | TEL 0761-21-3333 |
| ・ 石川土木総合事務所庶務課 | TEL 076-272-1188 |
| ・ 県央土木総合事務所庶務課 | TEL 076-239-3901 |
| ・ 中能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0767-52-5100 |
| ・ 奥能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0768-22-0567 |

【大臣許可業者】

- ・ 土木部監理課建設業振興グループ TEL 076-225-1712

入札参加資格について

▶ 競争入札参加資格（指名願）とは

石川県では、地方自治法の規定に基づき、県が発注する建設工事等の競争入札に参加するために必要な資格等（競争入札参加資格）を定めています。

石川県が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格を取得し、有資格者となる必要があります。

▶ 競争入札参加資格の申請に必要な要件

以下の全てに該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業許可を有し、かつ、経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者
- (2) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入している者
 - ※ 法律により各保険の適用が除外されている場合は加入する必要はありません。
- (3) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税の未納がない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に定める破産者等でない者

▶ 申請の手続き

定期申請（2年に1度）と随時申請があり、申請受付期間中に、インターネットからの電子申請と必要書類（納税証明書等）の送付を行っていただく必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

▶ 入札参加資格の格付けについて

入札参加資格の審査の結果、経営事項審査の点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数に基づき等級の決定を行い（格付け）、石川県の有資格者名簿へ登録されます。

石川県が建設工事を発注する際は、原則として、発注予定金額に対応する等級の有資格者に対して発注することとしています。

〈等級及び発注予定金額の例〉

（土木一式）

等級	総合点数		発注予定金額	
A	850 以上		3,000 万円以上	
B	760 以上	850 未満	1,500 万円以上	3,000 万円未満
C	680 以上	760 未満	500 万円以上	1,500 万円未満
D		680 未満		500 万円未満

主観点数（主観的事項審査）制度について

▶ 主観点数とは

国が定めた基準である経営事項審査（客観点数）の点数だけでは計れない災害復旧や雇用など地域経済への貢献のほか、技術力向上や社会貢献に熱心な地元の建設企業を適切に評価する仕組みとして、県独自の審査項目により加点又は減点を行う制度です。

経営事項審査に基づく点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数により、有資格者の格付けを行います。

▶ 審査対象項目（令和元年度）

区 分	評価項目	評価点数
技 術 力	工事成績	△25点～100点
	優良工事表彰	知事20点、部長10点
	ISO9001の認証	10点
	契約後 VE 提案	15点
社 会 性	ISO14001の認証等	5～10点
	災害協定の締結	県協会10点、地区協会5点
	次世代育成雇用環境	10点
	障害者の雇用	10点
	新分野進出	15点
	社会的取組み（10項目）	1項目5点、2項目以上10点
そ の 他	指名停止、営業停止	処分期間に応じて減点する

▶ 申請の手続き

主観的事項審査の申請受付は例年2月頃に行っており、申請項目に関する証明書等の必要書類を提出する必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

石川県の入札制度について

▶ 電子入札の実施

石川県では、平成26年6月より、建設工事等の競争入札について、電子証明書（ICカード）を用いた電子入札を全面実施しており、入札に参加するためには、電子入札システムに対応した環境を整備する必要があります。

工事の発注見通し、入札公告及び入札結果についても、入札情報システムを通じ、インターネット上で公表しています。

電子入札等については、「石川県 CALS/EC ホームページ」をご参照ください。

〈石川県 CALS/EC ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>

▶ 入札の方法

（1）一般競争入札

①一般競争入札とは

契約に関する公告を行い、一定の要件を満たす不特定多数の者を入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

②対象となる工事

予定価格3千万円以上の工事

③入札参加の要件

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者であるほか、入札参加者の施工能力を担保するため、営業所の所在地、平均完成工事高及び施工実績等の要件を個別の案件ごとに設定しています。

④落札者の決定

入札参加者が不特定多数の者にわたることから、工事の品質を確保するため、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）の評価により落札者を決定する総合評価方式を実施しています。

（2）指名競争入札

①指名競争入札とは

資力、信用その他について、適当と認められる特定多数の競争参加者を選んで、入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

②対象となる工事

予定価格250万円超3千万円未満の工事

③指名者の選定

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者の中から、営業所の所在地や施工実績等を考慮して、十分な施工能力があると考えられる者を県が選定します。

④落札者の決定

最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で、最も低い価格をもって入札した者を落札者とします。

▶ 総合評価方式

工事の品質確保を目的として、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）を考慮した総合的な評価値が最も高い者を落札者とする方式であり、石川県では、一般競争入札の対象となる工事において、以下により実施しています。

〈評価区分〉

①提案型（原則：WTO 対象工事）

施工上の課題に対する技術提案と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

②評価Ⅰ型（原則：6千万円以上 WTO 対象工事未満）

施工上の課題に対する技術提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

③評価Ⅱ型（原則：3千万円以上6千万円未満）

簡易な提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

〈評価値の算出式〉

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（=基礎点（100点）+加算点）}}{\text{入札価格}}$$

- ・基礎点：入札参加要件を満たす者が有する、当該工事を施工するための最低限の技術力に対する評価
- ・加算点：当該工事に関する技術提案、災害協力及び施工実績など、個々の入札参加者の技術力等に対する評価、施工体制の評価

〈加算点の評価基準（令和元年度）〉

	技術提案		企業の技術力				配置予定技術者の技術力			地域貢献度		地域精通度	施工体制の評価	不正行為 指名停止 (談合等)	合計点 (満点)
	技術提案	簡易な提案	同種工事の実績	工事成績	優良工事	ISO認証等	同種工事の実績	技術者の資格	CPD(継続学習)	災害活動	除雪協力	営業所の所在地			
提案型	20～50												30	▲2	50～80
評価Ⅰ型	10		(2)	4	1	1	1		0.5	2	1	3	30	▲2	53.5(55.5)
評価Ⅱ型		5	(2)	4	1	1	(1)	0.5	0.5	2	1	3	30	▲2	48(51)

※（ ）は特に技術力を要する工事のみに設定

社会保険加入対策について

石川県では、建設業の許可申請や経営事項審査時に、社会保険加入状況の確認・指導等を行っています。

▶ 社会保険加入対策フロー



▶ 社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の適用事業所となる条件

社会保険の種類	加入対象事業所
雇用保険※	労働者を1人でも雇用する事業所
健康保険 厚生年金保険	法人：すべての事業所 個人：常時5人以上の従業員のいる事業所

※ 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となりました。

▶ 入札参加資格の申請について

石川県では、平成25年度から、社会保険の加入を入札参加資格申請の要件としています。（適用除外事業所を除く。）

入札参加資格審査の際には、提出された経営事項審査の結果通知書における各保険の加入状況欄をもとに審査するので、当該欄が「無」となっている場合は、保険への加入が確認できる書類を別途提出する必要があります。

▶ 県発注工事の下請参加制限について

平成30年1月から、全ての県発注工事の下請負人を社会保険に加入している者に限定しています。（適用除外事業所と下請負契約を締結することを禁止するものではありません。）

社会保険に未加入の下請負人がいた場合には、必要に応じて、加入指導、通報、元請負人に対する指名停止等を行うこととしています。

▶ 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は法定福利費であり、建設業法上、請負代金を算定するにあたって「通常必要と認められる原価」に含まれます。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。

住宅瑕疵担保履行法について

新築住宅の請負人（建設業法の許可を受けた建設業者）が、新築住宅を引き渡す際には、「住宅瑕疵担保責任保険への加入」または「住宅瑕疵担保保証金の供託」が必要になります。

※ 建築工事・大工工事業の許可業者が新築住宅の建設工事を請け負う場合が主な対象となります。ただし、それ以外の業種の許可業者であっても、新築住宅の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸水を防止する部分を施工する場合は対象となります。

▶ 届出について

住宅瑕疵担保履行法では、年2回の基準日（毎年3月31日及び9月30日）ごとに、資力確保措置（保険加入または供託）の状況について、基準日から3週間以内（4月21日※、10月21日※まで）に許可を受けている行政庁への届出が必要になります。

※ 休日の場合は、翌営業日

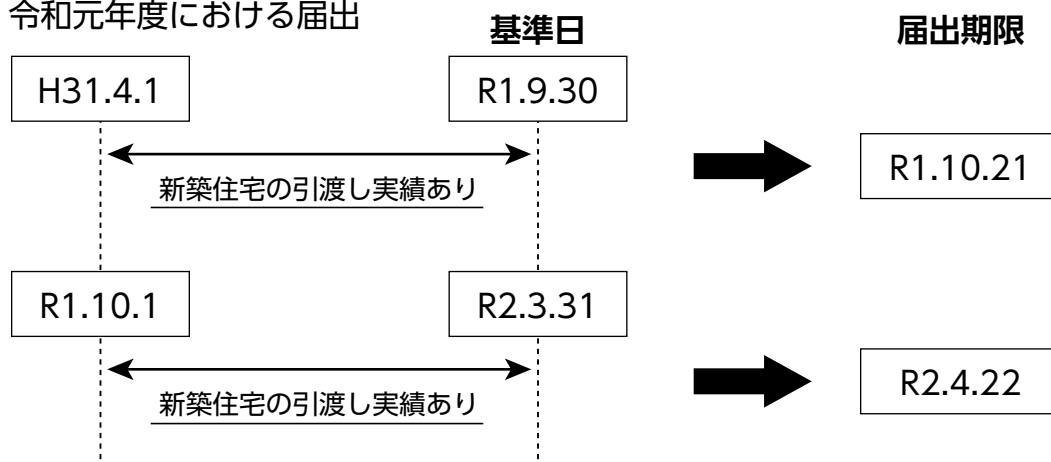
▶ 届出に必要な書類

届出書（第1号様式）／保険契約締結証明書／保険契約締結証明書の明細

▶ その他

期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新規契約を制限されるなど、監督処分や罰則が適用される場合があります。

（例）令和元年度における届出



※ なお平成21年10月1日以降に1件でも引渡し実績がある場合は、各対象期間（基準日前の6ヶ月間）の引渡し実績がゼロ件であっても、ゼロ件である旨の届出が必要です。

〈問合せ先・届出先（郵送または持参）〉

〒920-8580 金沢市鞍月1-1（石川県庁15階）

石川県土木部監理課 建設業振興グループ あて（TEL076-225-1712）

建設業サポートデスク

建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に応じます。

相談の内容に応じて各種支援制度を紹介するほか、中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家を派遣します。

●●●●●●●●●● 総合相談窓口 ●●●●●●●●●●

▶ 対象となる方

県内建設業者

▶ 支援内容

●建設業の各種相談

- ・建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・元請下請間のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介

●専門家の派遣

- ・石川県建設業アドバイザー(中小企業診断士や社会保険労務士などの専門家)派遣による経営相談
(経営診断・経営計画の策定、就業規則の整備等)

▶ 利用方法

- ・下記の「問い合わせ先」までご連絡ください。

※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方については、Eメールでの相談も受け付けています。

メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp

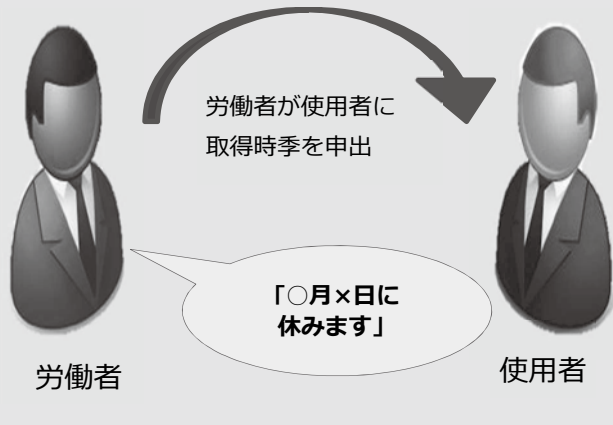
■問い合わせ先

○建設業サポートデスク（総合相談窓口）

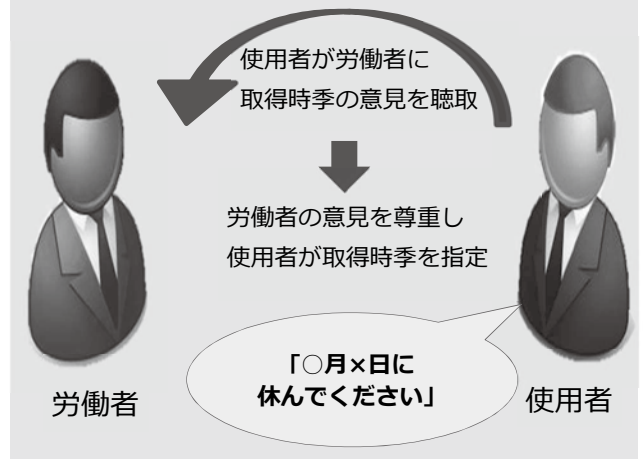
- | | | |
|-------------|------------------|------------------|
| ・石川県土木部監理課 | TEL:076-225-1712 | FAX:076-225-1714 |
| ・南加賀土木総合事務所 | TEL:0761-21-3333 | FAX:0761-21-7080 |
| ・石川土木総合事務所 | TEL:076-272-1188 | FAX:076-272-1870 |
| ・県央土木総合事務所 | TEL:076-239-3901 | FAX:076-239-3701 |
| ・中能登土木総合事務所 | TEL:0767-52-5100 | FAX:0767-52-5104 |
| ・奥能登土木総合事務所 | TEL:0768-22-0567 | FAX:0768-22-2144 |

年5日の年次有給休暇の確実な取得

労働者の申出による取得(原則)



使用者の時季指定による取得(新設)



2019年3月まで

年次有給休暇の取得日数について使用者に義務なし

2019年4月から

年5日の年次有給休暇を労働者に取得させることが使用者の義務となります。
(対象：年休が10日以上付与される労働者)

【年次有給休暇の発生要件】

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇が発生します

【年次有給休暇の原則となる付与日数】

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※ 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

※ パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は所定労働日数に応じて比例付与されます。

時間外労働の上限規制について

- 建設業では、2024年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働はできなくなります。
 - ✓ 年720時間以内
 - ✓ 月100時間未満（休日労働を含む）
 - ✓ 2～6か月平均がいずれも1月当たり80時間以内（休日労働を含む）
 なお、原則である月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度です。
- 上記に違反した場合には、罰則（懲役6か月以下又は30万円以下の罰金）が科される場合があります。
- ただし、建設事業のうち、災害時における復旧・復興の事業については、当分の間、複数月（2～6か月）平均80時間以内・1か月100時間未満の要件は適用されません。

「年720時間」及び「月45時間を超えることができるのは6か月が限度」については、
 変わらず適用となります。

(改正前)

法律上は、時間外労働に上限なし

(改正後)

法律で時間外労働の上限を定め、これを超える時間外労働はできなくなる

2024年4月以降の
時間外労働の上限規制のイメージ

法律による上限(例外)

- ・年720時間
- ・複数月平均80時間*
- ・月100時間未満*
- *休日労働を含む

↓ (年間6か月まで)

法律による上限(原則)

残業時間(原則)

法定労働時間

1日8時間
週40時間

1年間 = 12か月

第2章 原価管理

(中小規模の建設業にあった原価管理とは)

石川県建設業アドバイザー

株式会社迅技術経営 代表中小企業診断士 西井 克己

はじめに

建設業界においては、近年の建設投資の減少に伴う受注競争の激化等、厳しい経営環境に置かれ、原価管理の必要性が提唱されてきたところですが、徹底して原価管理を行っていると言える建設企業の割合は、まだまだ少ないのが実態です。

建設業の方に、「原価管理は必要ですか？」と問うと、大半の方は「必要だ」と答えます。しかし、同じ人に「貴社は原価管理を徹底していますか？」と問うと、大半の方が「徹底できていない」と答えます。

このように、原価管理は、皆必要性は感じているものの、なかなか徹底できていないのが現状なのです。

こうした状況を踏まえ、本稿は、原価管理を徹底したいと考えている建設業の方が、自社の原価管理を見直すための参考となるように作成しております。

▶ 1 原価管理の目的を定めましょう。

建設業において、原価管理を徹底できていない理由の1つに、原価管理の目的があいまいであり、全社的にその目的が浸透していないことがあります。

原価管理の目的が浸透していないと、日々の仕事が忙しい等様々な理由により、原価管理の優先順位が下がってしまいます。

まずは、原価管理に取り組むメンバー（経営者、営業部門、管理部門、現場代理人）が集まって、自分たちはなぜ原価管理を行うか、その目的を共有しましょう。

▶ 2 徹底して原価管理を行いましょ。

原価管理は行っているが、実行予算作成前に工事を着工することがしばしばあり、また、工事台帳の進捗管理もしていないため、現場完成後に締めてみるまで、どの程度利益が出るのか分からない。このような状態では、だれも原価管理を信用しようとしません。

原価管理が信用できない場合は、各部署で疑義が生じ、いわゆる一体感のない会社になってしまいます。

例えば

- ・ 経営者は、本当に正しい利益なのか、どこかに無駄があるのではないかなどの疑義を持つ。
- ・ 管理部門は、投資は本当に必要なのか、むしろ外注の方が利益はでるのではないかなどの疑義を持つ。

- ・営業部門は、この予算で本当に利益が出るのか、そもそもコストが高すぎるのではないか等の疑義を持つ。
- ・現場は、どこでどのくらいのロスがでているのかわからないので、どのような改善ができるのかも分からない等の疑義を持つ。

これでは、適正な事業活動ができるはずなどありません。

最初から完璧である必要はありません。まずは、どんなに簡易なものでも、経営者や社員が「納得」できるものを作り、そしてその運用を徹底することが大切です。

▶ 3 従業員に適切な給与を支払っている会社は、外部に支払うお金が少ない。

原価管理を徹底するとどんなメリットがあるのでしょうか？

原価管理を徹底し、外部への支払いを低く抑えている企業は、会社の利益を確保していることはもちろん、実は、従業員1名当たりの人件費も高い傾向にあります。

表1は同友館「中小企業実態基本調査」、表2はTKC経営指標を基にそれぞれ作成した資料です。

いずれのデータも、1名当たりの限界利益（限界利益＝売上－材料費－外注費）が高い会社ほど、1名当たりの人件費が高い傾向を示しています。

一方、1名当たりの限界利益が高い会社ほど、労働分配率（労働分配率＝人件費／限界利益）は低い傾向にあり、このことから、外部に支払うお金を少なくするほど、従業員も会社も喜ぶ結果となっていることがわかります。

すなわち、労使が協力して、会社に必要な限界利益を確保することで、お互いにWIN－WINの関係が形成されているということであり、これはまさしく地域経済を支える中小企業のあるべき姿であるといえます。

表1 1名当たりの限界利益と人件費

「中小企業実態基本調査」に記載の経営・原価指標のうち建設業の指標を引用したもの

	5名以下	6～20名	21～50人
1名当たりの年間限界利益（千円）	6,577	8,020	8,580
1名当たりの年間人件費（千円）	3,749	4,192	4,268
労働分配率（%）	57.0	52.3	49.7

表2 1名当たりの限界利益と人件費（平成24年版 土木工事業）

	年商0.5億 円未満	年商0.5～ 1億円	1～2.5億 円	2.5～5億 円	5～10億 円	10～20億 円
1名当たりの年間 限界利益（千円）	4,656	5,628	7,116	8,388	9,816	11,700
1名当たりの年間 人件費（千円）	2,796	3,396	4,056	4,457	4,812	5,256
労働分配率（%）	59.9	60.4	57.1	53.0	49.1	44.8

中小規模の建設業が目指すべき原価管理とは？

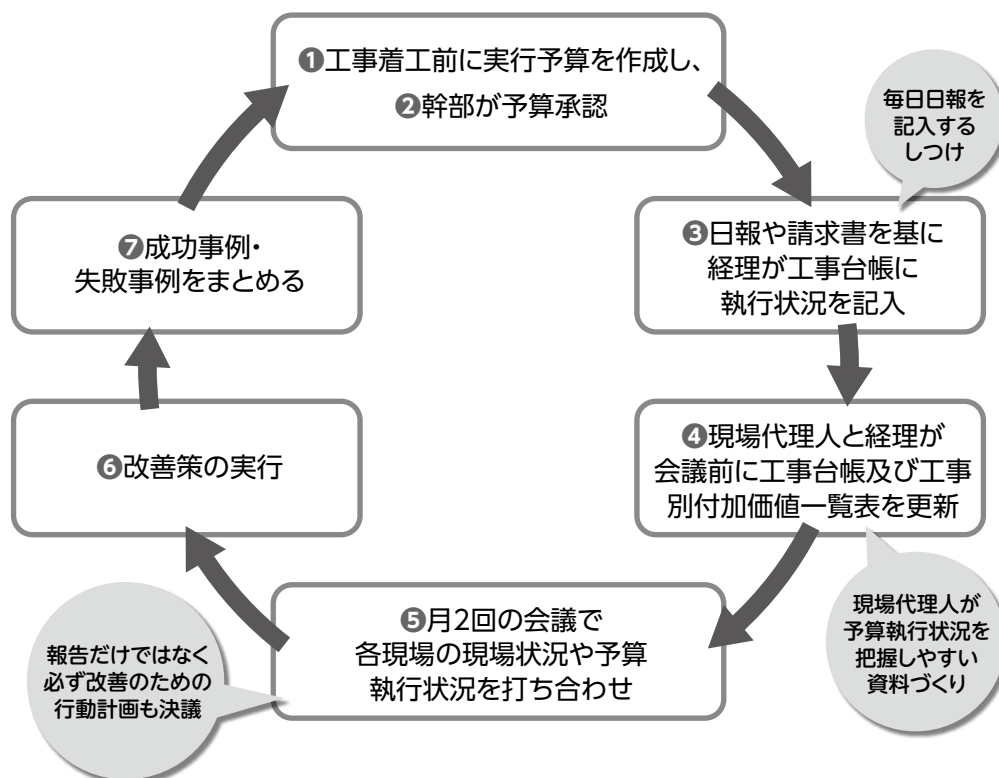
中小規模の建設業は、原価管理を「徹底」することで、あるべき姿に近づくことができます。しかし、ひと口に「徹底」と言えど、実際にどこまで行えば「徹底」していると言えるのでしょうか？

企業の数だけ、そのやり方は存在すると言えますが、あえて具体例をあげれば、「同業他社に原価管理体制を説明する機会があったときに、経営者、管理部門、営業部門、現場代理人が、他社に説明して恥ずかしくないと思えるレベル」であり、図1の「原価管理改革サイクル」のような内容となります。

原価管理改革サイクルは、(1) 工事着工前に実行予算を作成する→(2) 実行予算書の詳細を経営幹部が承認する→(3) 実行予算の執行状況が分かる工事台帳を作成する→(4) 会議前に現場代理人と経理が会議資料(工事台帳及び工事別付加価値一覧表)を作成(更新)する→(5) 会議(月2回程度)で各現場の現場状況・採算進捗状況を報告する。また、報告だけではなく、具体的改善策(行動計画)を決議する→(6) 会議で決議した改善策を実行する→(7) 現場完成後、なぜ予算と実績に差異が発生したのかを検証する→実行予算作成の精度を高めるため、次の(1) 工事着工前に実行予算を作成するという循環(サイクル)になります。すなわち、原価管理改革サイクルは、工事原価の予実管理*であると言えます。

* 予算実績管理のこと。予算と実績を比較してその達成率と達成の状況を検討して、目標に達していない場合にはその理由を明らかにし、新たに目標を達成するための対策を取り、目標達成を管理していくこと

図1 原価管理改革サイクル



原価管理改革サイクルを確立するための各項目毎のポイントを示します。

(1) 工事着工前に実行予算を作成する

ポイント

- ・必ず現場代理人が実行予算を作成すること
- ・1現場でいくつも工種が存在する場合はその工種毎（4-1原価管理フォーマット工事台帳参照）に作成すること

(2) 実行予算書の詳細を経営幹部が承認する

ポイント

- ・実行予算承認前に工事を着工しないこと
- ・現場代理人はもちろん、経営幹部がこの工事の懸念点（仕様が固まっていない、不得意な施工内容が存在する等）を把握すること

(3) 実行予算の執行状況が分かる工事台帳を作成する

ポイント

- ・工事台帳の作成は、管理部門が行なうこと
- ・管理部門が、現場代理人にヒアリングをしなくても、納品書と現場日報を基に、「工事の進捗率」を除いて工事台帳を作成できること
- ・月締めではなく、日で、少なくとも週単位で締め、リアルタイムに予算の執行状況を把握すること
- ・以上のポイントを達成するために、現場で作成する日報は、毎日必ず作成することとし、材料や外注費は、安易に（納品書がないと）支払わないことを徹底すること

(4) 会議（月2回程度）で各現場の現場状況・採算進捗状況を報告する

ポイント

- ・予算の執行状況と現場の進捗状況の差を把握しやすい資料をつくること
「4-1 原価管理フォーマット工事台帳」は、工事毎に1枚作成し、工事単体での予実管理を行います。
- 「4-2 原価管理フォーマット工事別付加価値一覧表」は、期首から期末までの工事一覧表であり、会社全体としての予実管理を行います。
- いずれも、会議出席者が、より進捗状況を把握しやすいよう各資料をペーパー1枚にまとめ上げることが大切です。

(5) 現場完成後、なぜ予算と実績に差異が発生したのかを検証する

ポイント

- ・成功事例や要改善事例の報告だけにとどまらないこと
成功事例の場合は、他の現場に水平展開するためには何を行うべきか、行動計画を示し、決議すること
- 要改善事例の場合は、なぜ予算を下回ったのかの説明に終始するのではなく、今後失敗しないためには何を行うべきか、行動計画を示し、決議すること

原価管理を徹底するためには、自社の現状に応じた原価管理改革サイクルを確立することが大切です。

さらに、原価管理改革サイクルを継続することで、常に自社にあった原価管理を追い求めることが大切です。

表3に現状と今後のアクションの一例をまとめましたので、自社のレベル把握の参考にしてください。

表3 現状と今後のアクション

原価管理 レベル	現 状	今後のアクション
レベル1	期末の工事原価を見て全体としてコストダウン	現場別に実行予算と工事台帳を作成する
レベル2	現場別に実行予算を立案しているものの、工事台帳は現場完成後に集計しているため、実質活用できていない	工事台帳で実行予算の実施状況と工事進捗を管理する
レベル3	一部の現場代理人のみが原価管理（実行予算を立案し、工事台帳で進捗管理）を行っている	現場代理人全員が原価管理を行う（全社一丸となって原価管理を徹底して実施する）

原価管理が徹底できている企業とは？

▶ 1 原価管理が徹底できている企業の共通点

これまで中小規模の建設業を支援してきた中で明らかになった、原価管理が徹底できている企業の共通点をご紹介します。

■ 経営者が、原価管理の重要性を理解し、トップダウンで原価管理を推進している。

原価管理が徹底できている企業は、経営者が、社内の理解を得るまで、繰り返しその重要性を説明しています。

■ 経営幹部及び現場代理人並びに管理部門・営業部門の管理者は、なぜ原価管理を徹底しなければならないのかその目的を理解している。

原価管理が徹底できている企業は、現場代理人や管理者が、最大の協力者や理解者となっています。

■ 現場代理人、管理部門の中に、原価管理の目的を理解し、それを、自分の言葉で部下に伝えることができるキーマンがいる。

原価管理が徹底できている企業は、最大の理解者となった現場代理人や管理者が、ただ社長の言葉を伝えるのではなく、社長の言葉を自分で理解し、自分の言葉で部下に伝えています。

■ 完璧ではなくても、とりあえず目的に向かって前に進めようという雰囲気がある。

原価管理が徹底できている企業は、最初から完璧を目指すのではなく、まず前に進めて、進みながら1つずつ課題を解決しています。

■ 会議に使用する資料には、会議の内容を理解するために独自に工夫した定番品（工事台帳や工事別付加価値一覧表）がある。

原価管理が徹底できている企業は、会議に必要な情報を示した資料を定番化し、毎月同じ内容を繰り返すことで、メンバーの原価管理スキルを向上させています。

■ 自社でカスタマイズできるソフト（エクセル等）で運用し、1つ1つの課題を解決することで、自社にあった原価管理体制を確立している。

原価管理が徹底できている企業は、自分たちが原価を把握（管理）しやすいフォーマットにするため、自分たちでカスタマイズできるソフトを使用しています。

▶ 2 事例紹介

○事例企業の概要

売上高	従業員数	主たる業種	原価管理に取り組んだ時期
約7億円	20名程度	土木工事業	平成8年～

原価管理に取り組んだきっかけ

社長が、原価管理の大切さを理解し、トップダウンで実行した。月締めではなく、できる限りリアルタイムに実績が知りたいという目標を掲げスタートした。

原価管理が社内に浸透したきっかけ

当時の現場を管理する部長の意識が高かった。とりあえずやってみようとしてスタートした。

原価管理の導入方法

導入当初は、外部から原価管理システムを導入し、運用を行ってきた。その後、自社にあった内容にシステムをカスタマイズしようとしたが、汎用システムであるため自由に手直しができず、いったん運用を断念した。

社内での検討後、外部のシステムではなく市販の表計算ソフトを活用する形で運用を再開することとなり、会議で抽出された課題をその都度担当者が改善していくことで、本格的な運用が開始されることとなった。

工事台帳での進捗管理

管理部門が、現場日報及び納品書を見て工事台帳が作成できるように、実行予算書の作成時に、工事毎に工事ナンバーを付している（完工高が5,000千円超の工事について工事ナンバーを付している）。

現場日報は、現場の部長が協力的であったため、問題なく運用を開始できた。

納品書は、当社専用の納品書（工事ナンバー、品名、規格、数量等必要事項を指定）を作成し、納品時に併せて提出することを徹底した。

現状では、日毎とまではいかないが、少なくとも週毎には工事台帳を締め、進捗が把握できるようになっている。

進捗会議の運用状況

月末に、前月締めた工事台帳を基に、進捗会議を行っている。

工事台帳は、A4一枚で自社が知りたい情報（当社の場合は、リアルタイムな予算の執行状態）に絞り込む形で作成している。

会議の3日前に、現場代理人と管理部門が、工事進捗状況等を確認するための打ち合わせを行い、最終的な修正を行っている。

この事例企業が原価管理の運用を継続できている理由は、

- ① 経営者が原価管理の必要性を理解し、目的を的確に社内に伝えている
- ② その目的を理解した人材が、リーダーとなって原価管理を推進している
- ③ システムに頼るのではなく、自社でカスタマイズできるソフトを活用し、徐々に自社にあった仕組みを作っている

ことにあります。

身の丈に合った原価管理に取り組みたいと考えている中小企業にとっては、参考になる内容となっておりますので、参考にさせていただけると幸いです。

○4-1 原価管理フォーマット工事台帳【例】

工事台帳(□実行予算時 □月次決算 □完工検査(引渡) □完工時)

		実行予算策定時				完工後	
工事番号		契約金額(税抜)A			千円		千円
工事名		材料・外注・経費B			千円		千円
発注者		工事付加価値C=(A-B)			千円		千円
工期		労務費(D)			千円		千円
施工と死守粗利率(該当に☑)	□元請自社施工 ○○% □元請他社施工 ○○%	工事粗利率E=(C-D)			千円		千円
	□下請自社施工 ○○%	工事粗利率			%		%

		実行予算(○月○日作成)					実績(○月○日現在)					予算消化率		
実行予算:工期	実績:進捗率	仮設工事	土木工事	〇〇工事	その他	小計	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	〇〇月	小計	100%	残額予算 (予算-実績)
		○/○~○/○	○/○~○/○	○/○~○/○	○/○~○/○		%	%	%	%	%			#DIV/0!
材料費						0								0
外注費						0								0
工事経費						0								0
工事粗利益E=(A-B-C-D)						0								0
現場管理者(〇〇千円/日)						0								0
現場作業員(〇〇千円/日)						0								0
小計		0	0	0	0	0								0
出金合計(B+C+D)						0	0	0	0	0	0	0		0
工事粗利益E=(A-B-C-D)						0								0
事務所費(F)						0								0
利益(E-F)						0								0

押印	実行予算						実績						
	作成	現場	営業	総務	経理	社長	作成	現場	営業	総務	経理	社長	

該当に☑
発注者からの仕様が固まっている 不得意な施工内容が存在する
現場(現場管理者や職人)に無理がかかる 規模が大きい

該当に☑
発注者からの仕様が変更した 不得意な施工内容が存在した
現場(現場管理者や職人)に無理がかかった 規模が大きかった

備考 残工事のすべてを記載し、引渡時工事台帳に記載されていない残工事は、別工事扱いとする。

○4-2 原価管理フォーマット工事別付加価値一覧表【例】

工事別付加価値一覧表

作成日		作成者		外部購入費用										人件費+工事雑品					工事原価		工事粗利益見込み						
工事番号	ステージ (例:実行 予算作成・完工)	工事 進捗率	予算 消化率	現場名	工期	担当者	〇月実績累計					完成までの見込み					付加価値見込		人件費			工事雑品		工事原価		工事粗利益見込み	
							完成 工事高	材料費	外注費	工事経 費	合計	材料費	外注費	工事経 費	合計	①-②-③ 付加価値	率	〇月ま での実績 累計	完成ま での見 込み	合計	〇月 までの 実績 累計	完成ま での見 込み	合計	②+③+⑤+⑥	①-⑦	率	
20011				西井	12/1~3/5	佐々木	20,000	3,000	3,000	1,000	7,000	2,000	3,000	1,000	6,000	7,000	35.0%	2,000	3,000	5,000	500	500	1,000	19,000	1,000	5.0%	

経理が記入 現場管理者が記入		実行予算														
工事番号	現場名	工期	担当者	完成 工事高	⑨					⑨-⑩ 付加価値 見込	率	⑪ 労務費	⑫ 工事毎 に分類 できない 工事雑	⑬ ⑩+⑫+⑬ 実行予算原価計	⑭ ⑨-⑬ 工事 粗利益	率
					材料費	外注費	経費	合計	⑪-⑫							
20011	西井	12/1~3/5	佐々木	20,000	5,000	5,000	2,000	12,000	8,000	40.0%	5,000	1,000	18,000	2,000	10.0%	

1 トラブル回避のポイント

元請業者と下請業者の請負契約は、建設業法等関係法令に従い、次の点に注意し、トラブルを回避しましょう。

建設工事の請負契約の内容

■建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条第1項)

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 前金払または出来高払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他の不可抗力による工期の変更または損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

- ⑩ 注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

産廃処理費や建退共証紙の費用負担も明記しましょう



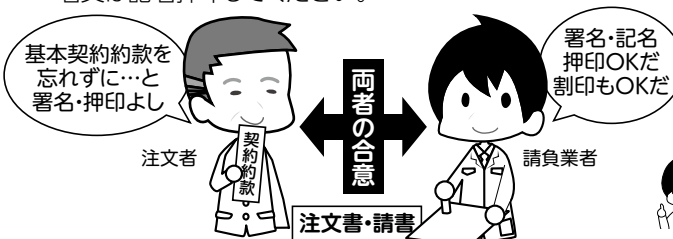
注文書、請書の場合

■当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合(通達)

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前頁①～⑭(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- ② 注文書及び請書には、前頁①～③(法第19条第1項第1号から第3号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

■注文書及び請書の交換のみによる場合(通達)

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、前頁①～⑭(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載してください。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- ④ 注文書及び請書の個別記載欄には、前頁①～③(法第19条第1項第1号から第3号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。



注文書にも請書にも、基本契約約款を添付。

不当に低い請負代金の禁止

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の3)



請負業者の保護と建設工事的確な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止。

不当な使用資材等の購入強制の禁止

- 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負業者に購入させて、その利益を害してはいけません。(法第19条の4)



注文者が資材や機械器具、またその購入先を強制的に指定することは禁止。

下請負業者の意見の聴取

- 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請業者の意見を聞かなければなりません。(法第24条の2)



元請業者は、工程や作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請業者の意見を聞くこと。

下請代金の支払

- 下請契約における元請業者は、出来形払又は完成払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請契約における下請業者に、当該支払を受けた日から1ヵ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の3第1項) また、下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とします。



元請業者は、注文者からの支払後1ヶ月以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。

検査及び引渡し

■元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(法第24条の4第1項)

■元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りではありません。(法第24条の4第2項)



元請業者は、建設工事の完成通知を受けて20日以内に検査を完了し、下請業者から申し出があれば、直ちに引渡しを受けること。ただし、特約がある場合は20日以内で。

特定建設業者の下請代金の支払

■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額が4,000万円以上の法人は除く。)に対し、引渡しの申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の5第1項)

■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額4,000万円以上の法人は除く。)に対し、下請代金の支払につき、その支払期までに一般の金融機関の割引きを受けることが困難な手形を交付してはなりません。(法第24条の5第3項)

■下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くしなければなりません。(通達)

■下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。(通達)

■下請代金の支払に係る手形の手形期間は、120日以内とするは当然として、段階的に短縮して将来的には60日以内とするよう努めるとともに、できる限り短い期間としなければなりません。(通達)



特定建設業者は、下請業者からの引渡申出日から50日以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。

2 当事者間で解決ができなくなった場合

当事者双方での話し合いによる解決が原則ですが、それで解決できない場合は、裁判の民事調停及び民事訴訟等を検討することになります。

なお、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省及び各都道府県に「建設工事紛争審査会」が設置されています。

建設工事紛争審査会

審査会の目的

発注者(元請業者)が請負代金を支払ってくれないなど、建設工事の請負契約に関する紛争について、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき設置された公的機関です。

紛争解決の方法

審査会の委員が、当事者双方の主張を聴き、原則として当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図ります。

審査会の委員

建設工事に関する技術や法律・商慣行等の専門家として、弁護士、一級建築士などが委員となっており、公正・中立な立場に立って紛争の解決にあたります。

手続の種類

「あっせん」「調停」及び「仲裁」の3種類があり、いずれの手続も原則非公開で行われます。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	原則 1 名	3 名	3 名
審理回数	1 ~ 2 回程度	3 ~ 5 回程度	必要な回数
解決した場合の効 力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行決定を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
そ の 他	_____		仲裁合意が必要

紛争処理に要する費用

紛争処理の手続を行うには、申請手数料・通信運搬費・その他書類作成等の費用が必要です。原則として、両当事者はそれぞれ各自の出費分を負担することになっています。

問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ
電話:076-225-1712 FAX:076-225-1714

第4章

建設業者の取組事例紹介

感動・感謝・貢献の新3Kで地域の安心安全、そして笑顔を作る江口組

株式会社 江口組

会社概要

代表者	代表取締役社長 江口 充	所在地	小松市殿町2-66
資本金	2,400万円	従業員数	36名
直近決算売上高	1,803,178千円	連絡先	TEL 0761-24-1311

新3K (感動・感謝・貢献) で建設業をイメージチェンジ!

建設業は3K(きつい・汚い・危険)の仕事だと言われております。そのイメージが原因となり、建設業を志す若者が激減し、業界を挙げて担い手確保という課題解決に取り組んでおります。確かに現場ではそういう面もありますが、全てがそうではあるとは思いません。建設業という仕事はやりがいがあり、どんな仕事よりも誇りに思える仕事が建設業だと考えております。

私たちは、建設業の仕事は「感動・感謝・貢献」の3Kと考えております。もちろん建設業は大変な仕事で、夏は暑い、冬は寒い、そして危険も潜んでおります。しかし大変な仕事でも、みんなで心を一つにし力を合わせて、困難を克服し工事を完成させ、大きな達成感を得られるからこそ仲間と感動を分かち合えることができます。そして感動の涙を流せるくらいに、とことんやることで、お客様が笑顔になり、感謝の言葉を頂けるのではないかと思います。さらに、私たちの工事が完成し、この地域に笑顔の人が増え、まち全体が元気になり発展につながる地域貢献ができる仕事です。

江口組は建設業を「感動・感謝・貢献」の3Kと掲げ、イメージチェンジを行い担い手確保の取組みを行なっております。



建設業のイメージチェンジ!



仲間と感動を分かち合う

女性が安心して働き、活躍できる環境創りの実践

全社員の3分の1が女性社員という江口組です。10年前はわずか5%未満だったことを考えると、女性社員の割合が大幅に増え、雰囲気もイメージも大きく変わりました。その中で技術者として現場で活躍する女性は3名います。女性が現場で働くことで「現場の雰囲気が変わった!華やかになった!」という評価を頂きました。

女性が増えたことで、当社では女性専用トイレや休憩室を新しく設置したほか、女性技術者が働く現場においては快適トイレや更衣室を設置するようしております。また、「一般社団法人 土木技術者女性の会」の方をお招きしての意見交換会、女性社員での食事会を定期的で開催しております。



現場で活躍する女子社員



女性が働く現場には快適トイレの設置

グループウェア、SNSを活用した働き方改革

働き方改革が叫ばれる今の時代、我々の建設業も「土日の休みの少なさ」「残業の多さ」などの課題があります。この課題が建設業のイメージとして浸透してしまい、建設業で働く若者の減少につながっている傾向があります。以前の建設業界ではそれが当たり前だったかもしれませんが、これからは休みがあり、残業が少ない、働きやすい環境づくりをしていかななくてはなりません。

江口組では、仕事の効率性を上げるためグループウェアを導入・有効活用しているほか、ペーパーレス化の取り組みを行っております。また、社員一人ひとりがスマホを持ち、クラウドやSNSを活用することでコミュニケーションを深め、情報の共有化を図っております。そして、現場においてはICT技術をはじめとした、最新技術の導入に積極的に取り組んでおります。

未来の現場監督の育成

小学生を対象にした「子ども現場見学会」を毎年開催しており、今年で5年目になります。担い手確保という課題への取り組みとして、小さい頃から建設業の仕事、ものづくりに興味を持ってもらおうと工事現場の見学、重機の運転、セメントを使った工作教室を実施しております。

参加した子ども達からは「将来ショベルカーに乗って働きたい」「道路を造ってみたい」などの声があり、将来が楽しみです。



未来の現場監督たち



大人気の子ども現場見学会

『I-Construction』を通じた、担い手確保・育成対策・働き方改革

南建設 株式会社

会社概要

代表者 代表取締役 南 裕基
 資本金 3,000万円
 直近決算売上高 2,608,000千円

所在地 羽咋郡志賀町高浜町1の71番地1
 従業員数 55名
 連絡先 TEL 0767-32-0017

会社の来歴、過去の取り組み

南建設(株)は昭和26年12月に設立された総合建設業会社です。道路・河川・港湾工事及び農林土木工事、建築工事並びに志賀原子力発電所建設工事などの工事に携わっております。能登海浜道路や能登縦貫道路などの建設工事、昭和60年着工の志賀原子力発電所1号機、さらに平成11年着工の同2号機の工事に参画しました。原発工事においては、大規模な造成工事の施工が必要となりましたが、自社機械を70台、運転手を50人確保し、大型土工に対応しました。

港湾工事のための船舶や、土質改良工事に使用する土質改良機も保有しているほか、光波測量機やパソコンについては、当時としては早期導入を行いました。

上記のような、機械の導入による作業の効率化や受注機会の拡大、最新機器を使用し効率化を図る社風が、現在にも受け継がれております。



港湾工事作業状況



自走式改良機

近年の取り組み

近年では、平成27年9月にマシンガイダンス0.7mバックホウと、マシンコントロールの7t級ブルドーザーを導入しました。

平成28年度は国土交通省が推進する『I-Construction』への早期対応としてICT建機、3次元データ作成ソフト、点群処理ソフトを導入しました。

平成29年度はレーザースキャナー、CIMコミュニケーションシステムとして3次元CADシステム、デジタル工事写真の黒板情報電子化のためのソフト・機材を導入しました。



VR使用状況

平成30年度は「3次元モデルを利用したCIMコミュニケーションシステム TREND-CORE」、「TREND-CORE VR」でバーチャル空間化に対応しました。

実際に取り組んでみて

当社は30～40歳代の技術者が多いため、『I-Construction』等の新しい取り組みに意欲的にチャレンジしておりますが、30～50歳代の活力ある技術者が20歳代の技術者・運転手を牽引し会社の活力を支えておりますし、60歳代の技術者・運転手の技術・ノウハウを30～50歳代の技術者・運転手に伝承していくことも大事だと考えております。

『I-Construction』については、自社で一括して出来るよう、建設機械やICT機材を揃え、現場で実際に使用し、試行錯誤することで、かなりのノウハウを蓄積できました。そのおかげでICT施工におけるデータ作成や納品の作業時間は当初と比較し削減が図れてきております。

「担い手確保・育成対策」については、平成30年度は、のと里山海道4車線化工事において、従来は熟練工が担当する切土・盛土法面整形作業において30歳代の運転手が、熟練工から教わったノウハウとICT建機を駆使し、無事完成しました。施工効率・出来栄とも、従来より良いものとなりました。

過去4年にわたって新規高卒者を採用しておりますが、意欲的に働ける現場に配置するよう努めているほか、技術者には最新の測量機器などを使用してもらう、運転手については早期の免許取得・講習修了の支援などを行った結果、2年前からは離職者が出ておりません。



ICT建機



ICT活用工事報告会

『I-Construction』への取り組み

今後の方向性

「担い手確保・育成対策」については、前述のとおり、ハード・ソフト両面を充実させ、実績・経験を会社の財産とし、新しい取り組みにチャレンジすることで会社の活力向上を図っておりますが、高齢化による人手不足は、当社にとって深刻なものになっております。新人は熟練工やベテランの技術者とは違い、即戦力としては期待できず、短期的には会社の経営を圧迫する側面もありますが、10数年前の建設業界と比較して、現在は新人を採用・雇用できる環境であることから、粘り強く雇用・教育をしていきたいと考えております。

「働き方改革」については、『I-Construction』の一環で工事の平準化により、現場が一時期に集中することが少なくなったため、特定の技術者に負担がかかり過ぎないように、技術者の現場への配置を複数化・ローテーション化し、働きやすい環境作りを進めております。また、更なるハード・ソフト両面の充実を図り、作業効率の向上・作業時間の削減に繋げ、労働環境の改善を図りたいと考えております。

当社は、10年後、20年後の地域社会を守るため、これからも時代に沿った会社づくりを通じ、担い手確保・育成対策・働き方改革を、地道に着実に、進めていきたいと考えております。

建設業の未来に向けた担い手確保と育成

株式会社 豊蔵組

会社概要

代表者	代表取締役 豊蔵 享一	所在地	金沢市長土堀3丁目13番8号
資本金	9,000万円	従業員数	90名
直近決算売上高	8,032,161千円	連絡先	TEL 076-263-2231

「なぜ、建設業？」新入社員の採用事情

「なぜ、建設業界に入ってきたのか？」

現在の超売り手市場の中で、建設業に入りたいという学生を探すのは相当な労力を要します。このような状況の中で建設業界を選択した理由は、一人ひとり違うと思います。しかし、共通しているのは小さい頃に、例えば学校の校舎の新築・増改築の現場やビルの建設現場など、身近な場所で物が日々出来上がっていく様子を間近に見て、「自分も大きくなったらこんな仕事がしてみたい」と思ったからではないでしょうか。

大卒の3割、高卒の4割が3年以内に離職すると言われておりますが、このような思いを持って建設業界を選んだ新入社員という宝物の期待を裏切らず、長く働いてもらうため、当社では様々な取り組みを行っております。



ICT技術の活用

建設業の「おもしろさ」を伝える

「建設業」と聞けば、「きつい」「汚い」「危険」の3Kが連想されます。この3Kに「労働時間が他業種に比べ長い」、「所得が低い」が加わり、就活生やその保護者から敬遠される業種であると言われております。しかし、高校生向けの企業ガイダンスや高専生向けの技術振興説明会などに参加している学生との質疑応答の中で、建設業の「おもしろさ」が伝わっていないのではないかと疑問に思うことがあります。

そのため、当社では学生向け説明会において、建築現場での基礎工事から完成までの流れを、写真・映像を使い時系列で紹介したり、土木現場でのICT工事の様態を、ドローンを使った空中からの映像を使って説明を行うなど、実際の仕事をより分かりやすい形で説明を行っております。そうすることで、建設業に対する漠然としたイメージが、より鮮明なものに変わっていくのではないかと考えておりますが、『建設業の「おもしろさ」を学生に発信し、理解してもらう』、そのための努力がさらに必要ではないかと感じております。

また、インターンシップや職業体験の際、学生と年齢の近い社員とのコミュニケーションの機会を多く作り、現場での実地体験はもとより、社員の建設業に対する率直な感想、やりがい、苦労話、おもしろさを伝えるよう工夫しております。このように、建設業が持っている魅力を参加した学生に理解してもらい、さらにその保護者や他の学生にも伝えてもらうことで、建設業への理解者を増やすことにも努めております。

働き方改革への取り組みと若手の育成

政府主導で「働き方改革」が叫ばれておりますが、当社でも写真ソフトや3Dキャドソフトに加え、工事現場においてはICT技術を導入するなど、生産性向上に向けた投資を毎年行っております。ICT技術の活用は、従来のベテラン社員の勘と経験に頼っていた部分を、経験の少ない若手社員でも比較的短期間で行えるようになるため、若手の育成にはなくてはならないものとなっていると同時に、生産性の向上にも大きく寄与しております。

また、昨年にはグループウェアを導入し、社員のスケジュールの「見える化」、ワークフローを活用した決裁時間の短縮化など、間接部門においても時間短縮と生産性向上に努めております。さらに今年からは、ペーパーレス化にも取り組んでおり、生産性向上に向けたスピードを上げております。

女性社員の育成と活躍

「ガテン系」という言葉から想像できるように、建設業は男の職場というイメージが非常に強い業界です。実際に男性主体の業界としてこれまでは発展を遂げてきました。ただ最近では、女性の活躍の場が建設業界にも広がり、現場にも女性の姿を目にすることが多くなりました。

当社でも4名の女性社員が現場技術者として勤務しております。女性用の更衣室・トイレといったハード面から、産休・育児休暇・時間短縮勤務といったソフト面の整備を行い、女性の活躍をサポートしております。建築2名、土木2名の女性社員は男性社員と同じ教育を受け、今では現場代理人として男性社員に指示を出すまでになっております。当社では今後も女性社員の進出を支援し、男性社員とは違った目線で業務の見直しを進め、今までの「当たり前」という慣例を捨て、ワークライフバランスを重視した経営に舵を切っていきたいと考えております。



新入社員研修



社員旅行



アドプト活動



金沢城リレーマラソンへ参加



金沢市内散策

社員のイベント参加

【相談・その他】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
建設業サポートデスク	本業の経営強化、新分野進出、雇用管理、元請・下請間のトラブルなどの課題に対し、ワンストップで応じる相談窓口です。また、専門的な助言が必要な場合は、経営コンサルタントなどの専門家を無料で派遣し、経営診断や経営計画策定などの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県土木部 監理課 建設業振興グループ TEL：076-225-1712 FAX：076-225-1714 ・南加賀土木総合事務所 TEL：0761-21-3333 FAX：0761-21-7080 ・石川土木総合事務所 TEL：076-272-1188 FAX：076-272-1870 ・県央土木総合事務所 TEL：076-239-3901 FAX：076-239-3701 ・中能登土木総合事務所 TEL：0767-52-5100 FAX：0767-52-5104 ・奥能登土木総合事務所 TEL：0768-22-0567 FAX：0768-22-2144
石川県建設新技術認定・活用制度	石川県内の建設関連企業で創出された新技術(工法、材料、製品)を公共工事で活用し、安価で質の高い社会資本整備や、県内企業の育成と技術力向上を図ることを目的としています。認定を受けた新技術については石川県が行う公共工事で積極的に活用します。	<p>石川県土木部 監理課 技術管理室 TEL：076-225-1787 FAX：076-225-1788</p> <p>http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html</p>
農業参入サポートデスク	農業参入に関するワンストップ相談窓口として、制度や手続き等の説明、各種相談活動を行い、受け入れる市町・集落と企業とのマッチングを行います。	<p>農業参入サポートデスク TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618 (石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207 ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745 ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-239-1750 FAX：076-239-1720 ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151 ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331 <p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622</p>
農業参入総合支援プログラム	誘致から農地の確保・斡旋、技術・経営両面からの営農支援まで、参入から定着までの一貫した総合的な支援を行います。	<p>石川県農林水産部 農業政策課 農業参入・経営戦略推進室 TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618</p> <p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622 URL：http://www.inz.or.jp/ E-mail：info@inz.or.jp</p>
農業人材確保・定住促進事業	農業者の育成だけでなく多様な人材が農業に参画し、県民全体が応援するという農業が発展する仕組みづくりを推進するため、農業人材に関するワンストップ窓口を設置し、県内外からの幅広い農業人材の確保・育成に努めます。	<p>公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622 URL：http://www.inz.or.jp/ E-mail：info@inz.or.jp</p>
いしかわ耕稼塾運営事業	プロ農業者から農業の応援団まで幅広い人材の養成を行う「いしかわ耕稼塾」において、目指す農業のタイプや段階に応じたコースを設置し、意欲にあふれた優秀な本県農業の担い手や理解者を育成します。	

地産地消サポートデスク	生産者や流通・販売業者からの地産地消に関する各種相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、供給者側と需要者側とのマッチングを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県農林水産部 生産流通課 企画普及グループ TEL：076-225-1622 FAX：076-225-1624 ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207 ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745 ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-239-1750 FAX：076-239-1720 ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151 ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331
スロースターリズムサポートデスク	農家民宿等の開業を希望する方に対し、古民家などの空き家の紹介から、開業さらには経営までをワンストップで支援します。	石川県農林水産部 里山振興室 TEL：076-225-1629 FAX：076-225-1618
生産性向上トレーナー派遣制度	業務プロセスの改善・工夫といった生産性向上に取り組む中小企業に対して、外部専門家の派遣を通じて支援します。(補助対象：専門家の「謝金・旅費」の2/3、1社あたり派遣回数：年6回まで)	<ul style="list-style-type: none"> 金沢商工会議所 TEL：076-263-1151 小松商工会議所 TEL：0761-21-3121 七尾商工会議所 TEL：0767-54-8888 輪島商工会議所 TEL：0768-22-7777
企業ドック制度	企業経営を取り巻く環境が変化する中、自社の置かれている経営状況等を正しく認識し、経営内容が健全なうちに、早め早めに、将来に向けた的確な対策や戦略を立案しようとする中小企業に対して、外部専門家の派遣を通じて支援します。(企業負担なし、1社あたり派遣回数：年3回まで)	<ul style="list-style-type: none"> 加賀商工会議所 TEL：0761-73-0001 珠洲商工会議所 TEL：0768-82-1115 白山商工会議所 TEL：076-276-3811 石川県商工会連合会 TEL：076-268-7300 石川県中小企業団体中央会 TEL：076-267-7711 (公財)石川県産業創出支援機構 TEL：076-267-1244
中小企業再生・事業転換支援事業	再生や事業転換に取り組む企業の相談から計画策定までを支援します。(企業負担なし)	石川県商工労働部 経営支援課 経営支援グループ TEL：076-225-1525 FAX：076-225-1523
石川県エコ・リサイクル製品認定制度	県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で発生する循環資源を再生利用し、県内で製造加工されたもののうち、一定基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル製品」として認定します。	石川県生活環境部 廃棄物対策課 循環型社会推進グループ TEL：076-225-1471 FAX：076-225-1473
いしかわエコデザイン賞表彰制度	低炭素(地球温暖化防止)、里山里海保全などの自然共生、資源循環(3R)など、持続可能な社会の実現に向けて生み出された石川発の優れた製品やサービスを表彰します。	石川県生活環境部 温暖化・里山対策室 企画推進グループ TEL:076-225-1462 FAX:076-225-1479
介護保険制度の事業者指定(居宅サービス)に関する相談	介護サービス事業を実施するために必要な介護保険法上の各基準についての情報提供と実際に事業を始められる方には事前相談を受け付けています。	石川県健康福祉部 長寿社会課 在宅サービスグループ TEL：076-225-1417 FAX：076-225-1418 金沢市内で介護サービス事業を実施予定の場合は、金沢市介護保険課(TEL：076-220-2264)までお問い合わせください。

認可外保育施設の開設に関する相談

認可外保育施設を開設する際の設置基準や、設置届出の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 少子化対策監室 保育グループ
TEL：076-225-1497 FAX：076-225-1423
金沢市内で認可外保育施設を設置予定の場合は、金沢市保育幼稚園課(TEL：076-220-2299)までお問い合わせください。

障害福祉サービス等の事業者指定に関する相談

障害者に対する介護や就労の場を提供する障害福祉サービス事業を実施する際の職員の配置基準や、指定申請の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 障害保健福祉課
企画推進グループ
TEL：076-225-1428 FAX：076-225-1429
金沢市内で障害福祉サービス事業所を開設予定の場合は、金沢市障害福祉課(TEL：076-220-2289)までお問い合わせください。

【融資】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
経営体育成支援事業	地域の話し合いで決定した、今後地域の中心となる経営体等が農業経営の発展・改善を目的として、農業機械や施設を融資を使って導入する場合、融資残額の自己負担金に対して、事業費の最大で3/10まで助成します。	石川県農林水産部農業政策課 農業参入・経営戦略推進室 TEL：076-225-1613 FAX：076-225-1618
農業近代化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を取扱融資機関(農協・銀行・信用金庫)から、低利で借り受ける農業制度資金です。	最寄りの農協等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業政策課 団体指導グループ TEL：076-225-1615 FAX：076-225-1618
経営体育成強化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を日本政策金融公庫から、低利で借り受ける農業制度資金です。	日本政策金融公庫金沢支店 (農林水産事業) 融資課 TEL：076-263-6472 石川県信用農業協同組合連合会等取扱融資機関 石川県農林水産部農業政策課 団体指導グループ TEL：076-225-1615 FAX：076-225-1618
林業・木材産業改善資金	林業・木材産業へ参入しようとする企業等が、林業・木材産業に取り組むにあたり必要な資金を無利子で借り受ける制度資金です。	石川県農林水産部森林管理課 森林資源利活用グループ TEL：076-225-1643 FAX：076-225-1645
経営革新等支援融資 (経営革新支援分・格差対策分)	知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部経営支援課 金融グループ TEL：076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
地域商工業活性化融資(一般分)	設備投資をする方に対する低利の融資制度です。	

事業転換支援融資 (一般分・格差対策分)	新たに違う業種に進出する方(事業転換・多角化)に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部経営支援課 金融グループ TEL: 076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
経営安定支援融資 (一般分、再生支援分、 緊急経営安定支援分)	売上高が減少している方等に対する運転資金の低利の融資制度です。	石川県商工労働部経営支援課 金融グループ TEL: 076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
経営安定支援融資 (資金繰り支援分)	保証協会の保証付き融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部経営支援課 金融グループ TEL: 076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
石川県環境保全 資金融資制度	公害防止施設の整備やリサイクル施設の整備等、環境保全のための施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。	石川県生活環境部環境政策課 企画管理グループ TEL: 076-225-1463 FAX: 076-225-1466
石川県地球温暖化 対策支援融資制度	省エネ設備の導入など中小企業者が取り組む地球温暖化対策に必要な設備投資に対する融資です。	石川県生活環境部環境政策課 企画管理グループ TEL: 076-225-1463 FAX: 076-225-1466
石川県産業廃棄物 処理施設整備資金融資制度	産業廃棄物処理施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です	石川県生活環境部 廃棄物対策課 循環型社会推進グループ TEL: 076-225-1471 FAX: 076-225-1473
石川県 バリアフリー施設 整備促進融資制度	公益的施設のバリアフリー化を推進するため、民間事業者がバリアフリー条例に基づいて施設の整備を行う場合、整備に必要な資金を融資します	石川県健康福祉部 厚生政策課 地域福祉グループ TEL: 076-225-1411 FAX: 076-225-1409 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-yuusi.html

【助成】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業機械施設整備 支援事業 (企業参入型)	農業参入する企業に対し、営農に必要な機械・施設の整備に要する経費を助成します。	石川県農林水産部農業政策課 農業参入・経営戦略推進室 TEL: 076-225-1613 FAX: 076-225-1618
いしかわ農業参入 支援ファンド事業	条件不利地域など担い手が不足する地域において、一定規模以上の耕作放棄地の再生等に取り組む企業や農業法人に対し、営農が軌道に乗るといわれる5年間、経営を下支えする支援を行います。	石川県農林水産部農業政策課 農業参入・経営戦略推進室 TEL: 076-225-1613 FAX: 076-225-1618 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL: 076-225-7621 FAX: 076-225-7622 URL: http://www.inz.or.jp/ E-mail: info@inz.or.jp
いしかわ産業化 資源活用推進 ファンド事業	産業化資源を活かした新商品・新サービスの開発と販路開拓を支援します。	県: 石川県商工労働部 産業政策課 競争力強化推進グループ TEL: 076-225-1512 FAX: 076-225-1514 公益財団法人石川県産業創出支援機構 (ISICO) 地域振興部 TEL: 076-267-5551 FAX: 076-268-1322

**中小企業地域資源
活用プログラム**

産業化資源を活用して新商品や新サービスを開発する中小企業者に対して、補助金・低利融資などにより総合的な支援を行います。

国：独立行政法人中小企業基盤整備機構
北陸本部 連携推進課
TEL：076-223-6100 FAX：076-223-5762
県：石川県商工労働部産業政策課
競争力強化推進グループ
TEL：076-225-1512 FAX：076-225-1514
公益財団法人石川県産業創出支援機構
(ISICO) 地域振興部
TEL：076-267-5551 FAX：076-268-1322

**いしかわ里山振興
ファンド事業**

里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出や里山里海地域の振興に係る事業を支援します。

いしかわ里山づくり推進協議会
(石川県農林水産部 里山振興室)
TEL：076-225-1631 FAX：076-225-1618

建設業サポートブック

発行 令和元年7月
発行者 石川県土木部
編集 石川県土木部監理課
〒920-8580
金沢市鞍月1丁目1番地
TEL.076-225-1712
FAX.076-225-1714

